

別表十七（二の三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の5の3《対象純支払等に係る課税の特例》又は平成31年改正前の措置法（以下「平成31年旧措置法」といいます。）第66条の5の3《超過利子額の損金算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「(1)×(50%又は20%) 2」は、措置法第66条の5の3の規定の適用を受ける場合には「50%又は」を消し、平成31年旧措置法第66条の5の3の規定の適用を受ける場合には「又は20%」を消します。
- 3 「超過利子額5」は、次により記載します。
 - (1) 当期が措置法第66条の5の3第3項又は平成31年旧措置法第66条の5の3第3項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表十七（二の三）付表「3」の金額を記載します。
 - (2) 当期が措置法第66条の5の3第4項に規定する承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日を含む事業年度である場合（(1)に該当する場合を除きます。）には、同項の規定により当該法人の超過利子額（同条第1項に規定する超過利子額をいいます。以下同じ。）とみなされる措置法第68条の89の3第6項《連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例》又は平成31年旧措置法第68条の89の3第7項《連結超過利子額の損金算入》に規定する連結超過利子個別帰属額を記載します。
 - (3) 当期前の各事業年度において生じた超過利子額（超過利子額とみなされたものを含みます。）のうち、措置法第66条の5の3第7項の規定によりないものとされる超過利子額は、記載しません。
- 4 「対象事業年度11」は、当該法人の措置法令第39条の13の3第2項《対象純支払利子等に係る課税の特例》に規定する対象事業年度を記載します。